

新 コ 第 3 1 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健医療部長

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第 4 7 報）

平素より、本県の保健医療行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株の出現や感染者の急増など、特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行し、一部を除き、これまでの特別な対応はなくなり、季節性インフルエンザと同様の対応となります。

本県では、位置づけ変更後も引き続き、重症化リスクが高い高齢者が多く生活する高齢者施設等に対して、感染管理や業務継続支援を行ってまいりますので、高齢者施設等の皆様方におかれましては、感染対策の徹底はもとより、業務継続計画の作成・研修・訓練、医療機関との連携強化等を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、集中的検査（岡山市と倉敷市は各市の判断で実施）についても、5 月 8 日以降、週 2 回の頻度で 5 月末まで継続しますので、抗原定性検査キットの申込みは下記事務局へお問合せください。

【参考 URL】

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

<https://www.pref.okayama.jp/page/724341.html#honbukaigi-siryo>

【集中的検査に関する問合せ先】

岡山県高齢者施設等集中的検査事務局

電話：086-201-5007（9：30～17：30、日曜祝日※は休み）

URL： <https://okayama-kougenkensakit.jp/>

※令和 5 年 5 月 1 3 日（土）から毎週土曜日も休業

岡山県保健医療部
新型コロナウイルス感染症対策室
感染防止対策班 岡崎・大口
TEL:086-226-7802